

EDINETの運用改善に係る追加設計・開発等の調達仕様書についてのご質問に対する回答

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
1	提案依頼書	別添2 提案書作成要領1. 作成書式等(1)書式等②	1	「表紙を含めて150頁以内」とありますが、本文の説明を補足するために付加する別紙や用語集については、150頁の制限の対象外との認識で齟齬はございませんでしょうか。	対象です。なお、機能等証明書およびそれに添付される証明書類は対象外です。	B
2	調達仕様書	3.1スケジュール定義	9	主たるマイルストーンで示されている稼働の日程が、2010年(平成22年)3月22日(月)となっています。当日は祝日であるため、3月23日(火)の誤りであると認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。	2010年(平成22年)3月22日(月)の稼働を想定しています。	B
3	調達仕様書	3.2.1(1)大量保有報告書の機能改善 ②報告項目の追加	10	報告項目追加(取次業者等の名称・所在地・連絡先)の書類提出時の扱いについては、現在公開されている提出書類ファイル仕様書に記載のとおり、「公共の縦覧に供しない書類(代替書面・添付書面)」として提出されるものと認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。 「提出書類ファイル仕様書(2009年4月13日)」の“8 PrivateAttach Memo欄”(P52)に記載の内閣府令第二条第二項及び第八条第二項の規定に準じた改修を行うものと想定しております。	従来どおり、公共の縦覧の対象外の扱いです。	B
4	調達仕様書	3.4.1画面一覧表	20	「3.4.1画面一覧表」では、「EDINETの画面の一覧を別紙3「画面一覧」に示し、新規または変更を実施する予定の画面については、・・・記載している。」とありますが、別紙3で新規画面と明記されているものが、大量保有報告書作成機能の6画面のみとなっております。(P2-2-17) 例えば、調達仕様書の「3.2.1.業務改善要件(3)閲覧者・提出者への注意喚起機能の新設」に伴い追加される画面については、別紙3に記載がありません。 以下の2点についてご回答願います。 ①別紙3は、本調達により追加変更となる全ての画面が記載されているのではないかと認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。 ②全ての画面が記載されていない場合、現時点で想定されている画面数(新規/変更)についてご提示下さい。	「3.2.1業務改善要件」(2)から(6)、および(7)②に係る部分の画面について別紙3に記載はありませんが、当該部分を含め、画面・帳票については、要件の確定や設計段階において、利用者の見易さや操作性を考慮し、事務局と調整のうえ必要に応じて追加・統合等を適宜行うようお願いいたします。	A

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
5	調達仕様書	3.7.情報セキュリティ要件定義	21	当該システムはST確認制度の評価(EDINETセキュリティターゲット 第1.11版)を取得しております。今回の運用改善による追加・修正内容がセキュリティターゲットの内容に影響を与える場合、セキュリティターゲットの再作成及びST確認申請に係る作業は本調達の範囲に含まれると認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。	今般の調達には含まれていません。	C
6	調達仕様書	3.8.1設計・開発実施計画の作成	22	設計・開発実施計画(プロジェクト計画)を受託事業者が作成するに当たり、最適化ガイドラインに示されているとおり、その上位体系文書となる設計・開発段階計画は金融庁様よりご提示頂くものと認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。	当該計画書の策定は委託範囲に含めており、成果物としても計上しています。	B
7	調達仕様書	3.9テスト要件定義	22	本調達においては、運用改善の対象となる機能以外についてもデグレードテスト(本調達以外の機能に影響がないことを確認するテスト)が必要であると認識しております。その場合、大量保有報告書以外の提出パターンを網羅するテストデータが必要となります。これら提出パターンを網羅するためのXBRLデータの作成は、大量かつ、難易度は高いと想定されます。これらデグレードテストに係るXBRLのテストデータについては、金融庁様から提供していただくことは可能でしょうか。それとも、本調達の範囲に含まれるでしょうか。	今般の委託業務における機能の改変は限定的であり、XBRLデータに係る改変は予定していないことから、デグレードテストはそれを踏まえた上で行われるものと考えます。もし、XBRLデータに影響を与えるリスクがあるとお考えの場合は、ご連絡下さい。 なお、システムの改変内容と設定するテストケースに依りますが、現時点で「大量かつ難易度は高い」とは想定されません。 また、EDINETに公開しているXBRLデータをテストにおいてお使い戴くことは構いません。	B
8	調達仕様書	3.10.1運用引継	24	受託事業者が納入する納品成果物の引き継ぎとは、事務局とEDINETの運用事業者両者の承認を受け、「運用引継報告書」として最終納品することであると認識しておりますが、齟齬はないでしょうか。	現行EDINETの運用事業者の確認を得つつ、承認は事務局で行う予定です。	B
9	調達仕様書	6.2瑕疵担保責任	39	「瑕疵担保責任期間は3年とする」と記載がありますが、金融庁職員様からの問い合わせに対して、対象の切り分け・対処方法の検討を迅速に実施することについては、本調達の範囲内であると認識しております。したがって、問い合わせに対応できる体制、開発等環境の維持が納品後3年間必要であると理解しておりますが、齟齬はないでしょうか。	瑕疵の可能性があると当庁が考えた場合の当庁からの問合せへの対応および瑕疵への対処のために、何らかの仕組みは必要と考えますが、そのための専用の体制・環境を瑕疵担保期間に維持することを求めるものではありません。	B

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
10	提案依頼書	(別添2-1)総合評価基準 1.本調達への取り組み方針 (2)プロジェクト管理の方針 ⑤コミュニケーション計画	1	提案依頼書(別紙2-1)総合評価基準(2)⑤に「多数の大量保有報告書をファイルで受付けるための機能を追加するにあたり、必要と考えられる関係者との具体的な調整方策」との記載がありますが、これは意見招請に関する公示の調達仕様書案(平成21年2月25日)から削除された「大量保有報告書の一括入力機能」(調達仕様書P2変更履歴のNo.2に該当)にかかる評価基準であり、評価対象外と考えておりますが、齟齬はないでしょうか。	別添2-1 総合評価基準書の項番1.(2)⑤の評価基準には、 『次の点を考慮した具体的なコミュニケーション計画案が示されていること。 ・提案事業者が認識する本委託業務の関係者(金融庁及び関連する事業者等)の明示 ・各関係者への報告内容、報告頻度、報告手段、IBR実施報告会等についてコミュニケーション計画の提案 ・多数の大量保有報告をファイルで受付けるための機能を追加するにあたり、必要と考えられる関係者との具体的な調整方策』 と記載しておりました。このうち、「・多数の大量保有報告をファイルで受付けるための機能を追加するにあたり、必要と考えられる関係者との具体的な調整方策」については、調達仕様書の要件から削除した部分に対する評価基準でしたので、今般の調達における評価基準の対象外として扱います。	A
11	調達仕様書	3.2.1業務改善要件 (2)提出者ログイン情報管理機能の改善 ①有効期限管理機能の追加	11	「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」第二条第四項によると、外国債等の発行者の場合、電子開示システム届出書に添付する書類は、「当該届出者が、本邦内に住所を有する者に、前項に規定する権限を付与したことを証する書面」(委任状)のみを提出することになります。 このことから、外国債等の発行者は、3年毎の添付書類提出の必要がないと考えておりますが、齟齬はないでしょうか。つまり、有価証券報告書提出義務者、特例申請をした者と同様に、基準日、次回添付書類提出期限を保有しない者(有効期限管理の対象外)となると認識しております。	3年毎の添付書類提出が必要ない場合は、基準日および次回添付書類提出期限を保有しないことで、当該添付書類の提出不要者を管理することを考えています。提出不要者に該当するかの判断は職員が行います。	A

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
12	調達仕様書	3.2.1業務改善要件(3)閲覧者・提出者への注意喚起機能の新設 ①、② (4)開示書類上への注意文言表示機能の新設 ① (5)開示書類の全部・一部不開示機能の新設 (6)金融庁職員機能改善	12 13	調達仕様書3.2.1業務改善要件(3)(4)(5)(6)に「金融庁職員が職員画面から」操作を行う旨の記載がありますが、現状の金融庁ユーザ権限については基本設計の補足設計書「機能・権限マトリックス」によると参照のみの権限となっています。 以下の2点について、ご回答願います。 ①本調達では、金融庁ユーザに更新権限を追加するという認識で齟齬はないでしょうか。 ②該当する機能については、前述の金融庁ユーザに加えて、システム全般の作業を行うシステム管理者も同様の操作が可能となるようにすべきと考えて齟齬はないでしょうか。	3.2.1業務改善要件(3)から(6)に関して、金融庁職員に更新権限を与えることが必要となります。それ以外については、従来どおりです。 また、業務改善要件(3)から(6)の業務をシステム管理者が行うことは適当ではないと考えます。	A
13	調達仕様書	3.2.2システム化要件 (2)提出者ログイン情報管理機能の改善 ②添付書類提出時の手続等に係る機能 (7)	14	3.2.2システム化要件(6)金融庁職員機能改善①変数管理にて、「基準日算出根拠となる経過年数」は任意に変更することが可能となります。これにより、例えば「基準日算出の根拠となる経過年数」が添付書類送付後に変更となった場合等で、記載内容が誤った添付書類が送付されることがあると考えられます。 本件に関し以下の2点について、ご回答願います。 ①基準日の算出根拠となる開始時点は添付書類送付書作成時点とするのか、職員受理時点とするのか、どちらでしょうか。 ②上記の例のように、実際の運用時には、届出内容で不備等が発生する可能性があります。このような届出に対しては不受理を登録する機能が必要であると認識しておりますが、当該機能は必要でしょうか。	①職員が添付書類を受理した日を「添付書類提出日」として入力します。 ②EDINETにおいて不受理の情報を管理する予定はありません。	C

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
14	調達仕様書	3.2.2システム化要件 (2) 提出者ログイン情報管理機能の改善 ②添付書類提出時の手続等に係る機能 (エ)	15	調達仕様書3.2.2システム化要件(1)②(エ)に「有価証券報告書提出義務者は基準日、次回添付書類提出期限を保有しない」との記載があります。 以下の3点について、ご回答願います。 ①「金融商品取引法」第二十四条第一項の「有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出」を行い承認を受けている場合(有価証券の所有者が25名未満等)も同様に基準日、次回添付書類提出期限を保有しないものと考えて齟齬はないでしょうか。 ②有価証券報告書の提出実績のある提出者が、継続開示義務がなくなった(非上場になった、企業合併で消滅会社になった等)が、大量保有報告書等提出のためEDINETの利用を続ける場合、3年毎の添付書類提出が新たに必要となると考えて宜しいでしょうか。 ③上記②の認識でよい場合には、この情報がシステムに登録された(提出者種別変更/企業合併)時点のシステム日付を基準日、その1ヶ月後を次回添付書類提出期限に設定する事で、1ヶ月以内に添付書類の提出を、提出者に促すことで宜しいでしょうか。	3年毎の添付書類提出が必要ないかは、財務局職員が法律に基づき判断します。不要の場合は、基準日および次回添付書類提出期限を保有しないことで管理します。 新たに添付書類の提出義務が生じた場合は、財務局職員が基準日を登録することで添付書類の提出義務者として扱うこととなります。(次回添付書類提出期限はシステムで計算してセットしますが、手入力があればそれを優先することを想定しています。)	A
15	調達仕様書	3.2.2システム化要件 (2) 提出者ログイン情報管理機能の改善 ②添付書類提出時の手続等に係る機能 (エ)	15	調達仕様書3.2.2システム化要件(2)②(エ)について調達仕様書P.15の注16に「EDINET上に有価証券報告書の提出実績がある者」とあります。ここでいう有価証券報告書には「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の有価証券報告書は含まれないとの認識で齟齬はないでしょうか。	有価証券報告書の提出実績がある者とは、「開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する内閣府令第二条第七項第二号に規定する有価証券報告書の発行者(提出者)のことであるので、「特定有価証券」の発行者(提出者)も含まれます。 なお、3年毎の添付書類提出の要否については、財務局職員が法律に基づき判断します。不要の場合は、基準日および次回添付書類提出期限を保有しないことで管理します。	C
16	調達仕様書	3.2.2システム化要件 (3)閲覧者・提出者への注意喚起機能の新設 ①EDINETのフロントページ変更機能	16	調達仕様書3.2.2システム化要件(3)①に「フロントページ(閲覧者用、職員・管理者用とも)に、…注意喚起文言を任意に編集できる」とあります。 現状のEDINETでは、提出者用のフロントページにも注意喚起文言が掲載されていますが、提出者用のフロントページも同等の対応が必要との認識で齟齬はないでしょうか。	提出者用も含まれます。	A

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
17	提案依頼書	(別添2-1)総合評価基準 1.本調達への取り組み方針 (1)委託内容の理解度 ①委託範囲の理解	—	「既存の開発標準に準拠」との記載がありますが、具体的にどのような開発標準を指すものなのかをご提示下さい。また、本開発標準は他の設計書と同様に、閲覧が可能でしょうか。	表4-1の「規約」が該当します。NDAを前提に、閲覧戴くことは可能です。	C
18	調達仕様書	全体	—	本調達の設計・開発スケジュール期間中に、EDINETの運用事業者で行うシステムの改修予定(法令改正等)はあるのでしょうか。	期間中に本件に先行して本番に移行する改修は予定していません。	C
19	調達仕様書	全体	—	本調達を遂行する上でシステムに関する質問事項(既存設計書に関する問合せ等)や他事業者への依頼が発生した場合の作業については、本調達の範囲に含まれるのでしょうか。	「質問事項」が「発生した場合の作業」の主旨が分かりかねますが、業務を遂行する上で必要な作業は、原則として実施して戴きます。	C
20	調達仕様書	2.2用語の定義 1提出者ログインID	5	現在公開されている「EDINET概要書(2009年3月9日) https://info.edinet-fsa.go.jp/EEW1E62022.html 」の「2EDINETを利用するユーザー(P4)」では、提出者ログインID(ユーザーID)とEDINETコードは別ものとして説明されています。本項では、提出者用ログインIDの説明として、「EDINETコードともいう」との記載がありますが、これは誤りでしょうか。	開示書類はEDINETコードで管理されています。EDINETへの認証の関係で、提出者ログインIDを別途定義する必要がありました。両者は実質同じものであり、調達仕様書では「EDINETコードともいう。」と記載しました。	B
21	調達仕様書	3.3.3.信頼性要件	20	信頼性要件として、「現在稼働中の本システムのレベル以上のものであること」とありますが、具体的な数値要件またはそれに準じる情報を提示いただけませんか。	NDAを前提に資料を閲覧戴くことは可能です。また、実際にEDINETを利用して応答性能を確認して戴くことも参考になるかと考えます。	C

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
22	調達仕様書	3.5.ネットワーク要件定義	21	本調達において、「EDINETのネットワーク構成に変更を行うことは想定していない」とありますが、別紙5「ハードウェア／ソフトウェア一覧」を見る限り、対外webサーバとアプリケーションサーバが分散構成となっていることが読み取れます。以下の質問について、ご教示願います。 ①「3.2.1.(3)閲覧者・提出者への注意喚起機能の新設」ではEDINETフロントページの変更機能実現に伴い上記サーバ間での通信が発生することになると考えますが、その場合でもネットワークの構成・設定の変更は不要と考えて宜しいのでしょうか。	ネットワーク構成に変更を行わない前提で、機能を構築して載せます。	C
23	調達仕様書	3.8.3開発環境 3.9.2テスト環境等	22	添付資料に運用機器一覧はありますが、開発環境に関する詳細一覧がございません。そこで、開発環境及びテスト環境において、開発設備、開発用機器については、受託事業者が用意することとありますが、本調達を遂行する上で、最低限必要となるハードウェア／ソフトウェア等についてご教示ください。	「別紙5」の「第二サイト」と同等の環境とご認識願います。	C
24	調達仕様書	3.9.2テスト環境等	23	テスト環境等において、「受託者が準備するテスト環境で事前に確認し、総合テストを安定的にステージング環境で実施できる場合には、事務局と調整のうえ、受託者は総合テストをステージング環境で行うことができる」とありますが、総合テスト時にステージング環境を利用する上で必要となる回線の費用負担については、本調達の範囲内と認識しますが、宜しいのでしょうか。	入札価格に、本業務遂行に係る費用の一切を含んでください。	C
25	提案依頼書	別添2 提案書作成要領	1	④提案書（「EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の運用改善に係る追加設計・開発等に調達に関する提案依頼書」による。）では、 ・書類 正1部 副10部 となっておりますが、 ⑤証明書は、 ・書類 正1部 副4部 で間違いありませんでしょうか。	提案書に合わせ、証明書も正本1部、副本10部として下さい。調達仕様書別紙6項番5は「以上の資料は、正1部、副4部を提出すること。」とあるのを「以上の資料は、正1部、副10部を提出すること。」と読み替えて載けますようお願いいたします。	B

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。

No.	資料名等	項番等	ページ	質問	回答	回答区分 〔注〕
26	調達仕様書	別紙6 機能等証明書作成要領	141	「機能等証明書別紙その1」(様式2)、「機能等証明書別紙その2」(様式2)とありますが、調達仕様書に含まれているのは、「別紙6(様式2)機能等証明書別紙」となっております。しかし、「機能等証明書別紙その1」(様式2)、「機能等証明書別紙その2」(様式2)の様式は調達仕様書では確認できませんでした。どのような形式でご提出すればよろしいかご指示いただけますでしょうか。	調達仕様書別紙6の記載と添付様式名称に一部整合しない箇所がありましたので、当該別紙項番4は「機能等証明書を提出する際には、「機能等証明書」(様式1)、「機能等証明書別紙その1」(様式2)、「機能等証明書別紙その2」(様式2)、「証明書類」の順番でファイル等に綴じ、社名を明記した上で提案書とともに提示すること。」とあるのを「機能等証明書を提出する際には、「機能等証明書」(様式1)、「機能等証明書別紙」(様式2)、「証明書類」の順番でファイル等に綴じ、社名を明記した上で提案書とともに提示すること。」と読み替えて戴きますようお願いいたします。	B
27	調達仕様書	3.2.2システム化要件 (5)開示書類の全部・一部不開示機能の新設 ①全部不開示 (ア)全部不開示の登録	17	調達仕様書3.2.2システム化要件(5)①(ア)に、「PDF形式は、html形式から再作成する。」との記載があります。本機能は、開示書類全てを見せないようにするためのものであることから、一部不開示機能と同様の形式で、開示書類(html形式、PDF形式とも)を全部不開示書類である旨を記載した書類(PDF形式)に置換する事で要件を満たしていると考えていますが、問題ないでしょうか。	当方の要件は、調達仕様書の通りとお考え下さい。	B

〔注〕回答区分の説明

A: 調達仕様書を補足し、設計等に影響するもの。 B: 調達仕様書を補足するが、設計等には影響しないもの。 C: 調達仕様書には関係せず、従って設計等には影響しないもの。